



南のかぜだより

*** 第21号 ***

2025年 夏号

発行 特定非営利活動法人

ソーシャルネット南のかぜ

南のかぜ・ハンドbook～成年後見制度活用編～ ができました

当法人は、新たな事業として親族後見人支援の事業を立ち上げ、成年後見制度が利用される方にもっとメリットを感じて利用してもらえよう、また親族の方が支援者や受任者になっても困らないような仕組みづくりを地域の皆様と一緒に考えていきます。

その一環として、この度、「南のかぜ・ハンドbook～成年後見制度活用編～」を作成いたしました。

このハンドブックは、親族後見人支援事業「笑顔のネットワークづくり」において市民の方に成年後見制度について説明する際の資料として、また、福祉の専門職等を対象とした研修の場ではテキストとして使用することを目的として作成しました。

そのため、市民の方にはわかりやすく、専門職には必要な知識の習得ができるように配慮しました。

このハンドブックの作成にあたっては、有志会員4人により、ゼロから作り上げました。

2024年10月23日の第1回の打ち合わせで、各ページの担当者を決め、各自が担当するページの項目について、内容やレイアウトを考える作業をした後、集まっては、推敲する作業を繰り返し、ようやくハンドブックの素案の作成までこぎつけました。その間、8回のわたり打ち合わせを行いました。

当法人定期総会において会員に配布し、内容を確認していただき、そこででた意見に基づきさらなる修正をしたうえで、ようやく印刷のはこびとなりました。

当初は、本当に作り上げることができるのか半信半疑でしたが、今は、形となって、皆様のお手元にお届けできることを嬉しく思っています。

このハンドブックは、いつまでもお手元に置いていただき、困ったとき、確認したいとき等に読み返していただければ幸いです。

(窪田由利子)



第12回定期総会報告

2025年5月25日稲城市立iプラザで開催し、提出議案全てが承認されました。

《2024年度事業報告》

親族後見人のための勉強会「親族後見人支援事業」笑顔のネットワークづくりは2年目となり、今年度も7か所で開催する事ができました。参加者の疑問や不安に答え当法人のモットーとする本人を中心とした支援に取り組む事ができました。また、一般市民対象に講演会、今から始める老い支度を開催しました。グループによる懇談の場では、将来についての不安や権利擁護支援等について意見交換し、人と人の輪を結ぶ場になりました。

《2025年度事業目標》

設立から12年目となりました。当法人の担うべき役割は、活動圏域である地域での持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりに参画すること、そして一昨年度からスタートした「親族後見人支援事業」笑顔のネットワークづくりの取り組みを進めること、更に適正な法人後見の受任を推進する事です。また、法人設立20周年を見据えこれからの法人の在り方を検討していきます。

(1) 組織の在り方の検討

・「あり方検討会(仮称)」を立ち上げ当法人の進むべき方向を検討していきます。

・相談体制、組織運営を強化するため、広報活動等への会員参加のしくみに取り組みます。

(2) 法人後見受任の推進

・中核機関や関係機関との連携を図り、適正な法人受任に応えられるようにします。

(3) 親族後見人支援の推進

・「親族後見人支援事業」笑顔のネットワークづくり事業の「カフェ・タイム」を開催し地域住民との相互交流を目指します。また、「わたしの物語をつむぐあすへのノート」を活用し、老い支度に関心を持つニーズに応えます。

・親族後見人等のための相談やサポートを実施します。

(市川悦子)



この地域連携連絡会は、稲城市役所福祉部生活福祉課、あんしんいなぎセンター、東京社会福祉士会ばあとなあ東京多摩南ブロック、ソーシャルネット南のかぜの成年後見制度と権利擁護に係る四つの団体がメンバーとなっています。

稲城市は、中核機関を3つの機関で運営しています。一般社団法人多摩南部成年後見センター、稲城市、社会福祉法人稲城市社会福祉協議会です。中核機関とは、成年後見制度の利用を促進し、地域で支える体制を構築する役割を担う機関です。

多摩南部成年後見センターは、稲城市、多摩市、調布市、狛江市、日野市の5市を管轄し、主に法人後見の受任及び市民後見人の養成をしています。市役所は、一時相談窓口や身寄りがいない方が成年後見制度を利用するための首長申立てによる支援を行っています。稲城市協会は、一時相談窓口の他に、日常生活自立支援事業の権利擁護事業を行っています。

東京社会福祉士会ばあとなあ東京は、成年後見制度の受任ができる専門職団体です。この地域連携連絡会では、それぞれの活動状況を報告・情報共有し意見交換を行っています。また、中核機関への要望なども伝えています。（大輪典子）

執行理事・理事の退任にあたり

執行理事・理事を退任するにあたり、一抹の寂しさと自分なりにやりきったという思いが交錯しております。皆様にはいろいろお世話様になり誠に有難うございました。今後も会活動には参加させていただきますので宜しくお願い致します。

さて、当法人立上げのいきさつを顧みますと、当時、多摩南部成年後見センターの構成5市・稲城市、多摩市、日野市、狛江市、調布市には、権利擁護に関する相談から後見人受任までのワンストップの相談窓口が単独で地元になかったことが大きな要因でした。私自身、東京都社会福祉協議会で開催されていた市区町村向け成年後見制度推進に関する定例の研修会に出席しても、5市の面々は推進機関ではなく〇〇〇社会福祉協議会としての扱い、地域の問題を自分達の関係機関で直接完結できず忸怩たる思いを抱いていました。

そんな思いのなか、狛江市で福祉職にあった長田さん、日野・稲城・多摩各市の社会福祉協議会で権利擁護職にあった大島さん、大輪さん、私の4名が集まれば、現状を嘆き何とかしたいと話していました。また、社会福祉士の仲間同士、そして、これから成年後見人を受任しようとする社会福祉士の研鑽や研修、気軽に話し合い・助け合う場を作りたいとの共通認識もありました。

4名とも既に独立型社会福祉士として、また、東京社会福祉士会権利擁護センターばあとなあ東京の正会員として後見活動をしていたこともあり、私たちの思いはトントン拍子に進み、2012年5月2日には正式に法人立ち上げに向けた第1回会合を開いています。もっともNPO法人を立ち上げるとなると、手続き書類の煩雑さなど苦勞もありましたが、何より皆で力を合わせ、思いを形にし、活動できる嬉しさのほうは何倍にも増していたように思います。当時は資金もなくメンバーで出し合い、会員宅の一階を事務所としてお借りし2014年4月23日に無事開設に漕ぎつくことができました。活動エリアは多摩南部成年後見センターの事務所がある調布市を除き4名が関わった4市としました。

この間に、後見業務に必須の法律の専門家として、元多摩公証役場の公証人で弁護士のは亡き小田先生に理事をお願いすることができ、小さな船出に大きな支えと対外的にも信頼構築に多大なご尽力を頂きました。今でも先生への御恩は忘れることができません。先生亡きあとは、当初から増田先生が引き続きお力添えを下さっております。

当法人は今年設立12年目を迎えましたが、この間に家庭裁判所の成年後見制度の運用や取り組み姿勢が大きく変わってきています。また、地域では地域包括支援センター、各市区町村では成年後見制度推進機関や制度の要となる中核機関が設置され、相談窓口も充実してきています。当法人活動エリアの各市でも、成年後見制度に対する取り組み姿勢に差異が生じてきています。当法人も既に法人後見受任件数が50件を超え、自ずと今まで果たしてきた「よろず相談」的な役割だけでなく、次のステージでの新たな活動が期待されています。今後、私の住む稲城市にも単独での推進機関や中核機関が設置され、当法人が大いに活用されることを願っています。

さて、私たち設立メンバーが当初に掲げた「活動のコンセプト」は、下記の通りでした。

- ① 地域で生きるを支援
- ② 「地域のこぼれ」に表現される思いの斟酌を深め寄り添い支援
- ③ 負担にならないで楽しみながら活動
- ④ 自分のアイデンティティを確認できる仲間がいる
- ⑤ 会員同士の災害時や不慮の出来事等の際の助け合い

今後は新たにどのような項目が追加されるのでしょうか。



顧みれば、志を同じくする4人の仲間がつながって、亡き小田先生、増田先生、そして会員の皆様、利用者、関係者、行政等多くの皆様とつながり、10数年と長きにわたり知識と経験、会員・仲間の思いを紡ぎ繋いでくることができました。今後も皆さまのご健闘とご活躍を祈念しております。

(大熊敏子)

2026 年の法改正を目指し成年後見制度の改正が法制審議会で議論されています。

中間試案の方向性（詳細：法務省 法制審議会一民法（成年後見等関係）部会 検索）

厚生労働省のサイトに、法人後見について次の記載があります。『法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことを言います。法人後見では、法人の職員が成年後見制度に基づく後見事務を担当して行います。担当している職員が何らかの理由でその事務を行なえなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を継続して行うことができるという利点があります。』

法人後見は、個人の場合と異なり後見人が健康を害したり亡くなるといった不安がない為、安定した支援継続できます。親なき後が心配な障害のある方など被後見人等がまだ若い場合、後見人等がつく期間が長く、法人の方が担当者が変わることがあっても引継ぎがスムーズで安心と言われます。また、法人の場合、各種の問題に対する総合的な対応力があり、ネットワークの知見や情報を活用してより良い支援が期待できます。

判断能力が低下された方の意思を聴き取るのは、簡単ではありません。長く接することです。個人としての「人」と「人」のつながりが重要です。法人の担当者が次々に変わるということは通常考えられません。が、敢えて言えばこの点がデメリットと言われています。

厚生労働省は、地域の中に様々な強みを持った法人後見が増えていくことを期待し、現状では、法人後見の進展が十分でない」と担い手の育成に力を入れています。

当法人は、地域で安心して暮らしていただけるよう地域福祉の増進に寄与することを目的として活動しています。法人後見は、当法人の活動の一つです。当法人の法人後見について言えば、「被後見人等の希望で担当者を変えられる」「ノウハウの蓄積がある」「地域で活動してきたメンバーがいる」「多彩な経験のあるメンバーや会員弁護士がいる」などの安心があります。当法人は、「安心して暮らせる地域づくり」に向けて法人後見の活動をしています。

（坪鄉 鹿都江）

利用会員

武田恒男さん

以前、日常生活と介護生活に忙殺されその時は大変でした。自分の将来何とかなるだろうと安易に考えておりましたが、ある事情でこれでは良くないと考え、色んな事で何が足りないのかをリストアップをしてその事を「ソーシャルネット南のかぜ」と「社会福祉協議会」に執拗に相談しに行きました。お陰様で、今では最低限でも何とか途切れる事なく援助も受けられるようになり自分が考えている事が、達成出来るようになりまして一安心しております。

その時は大変お世話になりました。して有難うございました。

これからも色々と問題を抱えるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

5つの生活場面の26の権利と責任

26の権利は5つの主要領域に分類されています。個人に関する権利（Personal Right）、日常生活に関する権利（Living Arrangement）、健康に関する権利（Health Care）、生活力の向上に関する権利（Work & Habilitation）、安全な環境に関する権利（Safe Environment）の5つです。

20番は、生活力の向上に関する権利のなかの

JOB & PROGRAM “就労先や通所先の選択” です。

Right（権利）： To ask to go to another job, program, or place to live

他の仕事や通所先、住む場所に行くことを頼むこと

（自分に合った働き方や居場所を選択する権利）

Sample Responsibilities（責任）：

To say what you like and what you do not like about a Job, program, or place to live

仕事、通所先、住む場所について好きなこと嫌いなことを言うこと

職業選択の自由は日本国憲法にも規定されている基本的人権（自由権）ですが、自分に合った仕事を探すということは様々な条件があって本当に大変なことです。好きなこと、興味のあることなら頑張れそうだけど、現実には好きなことを仕事にするのは難しいし、そもそも好きなことが自分に向いているかということ、違うこともある。でも好きで自分に向いている仕事や興味ある活動等の幅を地域で広げていければ、それは生活を生き生きと輝かせ豊かにしてくれるはず・・・。

Tさんは養護学校卒業後勤務していた工場を退職した時に会ったジョブコーチの支援で清掃会社に就職し、施設の清掃の仕事をしていました。丁寧な仕事ぶりは施設に喜ばれ、上司に認められ、同僚と冗談を言い合うなど職場環境も良く、仕事後、外食や、コンビニで買い物して自宅に帰る生活がずっと続くことを希望していましたが、体調不良が続くようになり、地域活動・就労支援センターや職場や主治医、成年後見人と話し合っただけで勤務日数や時間を縮小しながら仕事を続けていました。入院により退職となり、後見人は本人に適する療養生活の場探しに奔走しています。

人は誰でも、自分の長所を生かした社会での役割や仕事があるはずという認識を持って、社会での役割や仕事を探し、選びましょう。職場や通所先への自分の思いや不安があれば、それを支援者に伝えましょう。また幼少期から毎日の生活の中でできる本人に合った役割やお手伝いを親や関係者は気に掛けることも大切です。

やりたいことに会い、夢中になれる、難局に出会っても突破できることがみつかるといいなあ！人生は一度しかないのだから、私も本当に好きなことをもう一度よく考えて、仕事や活動の場を選ぼうっと！（原星子）

編集後記

今年の夏も暑い！ 気温はもちろん、イベントもたくさん。大阪・関西万博、都議会選挙、参議院選挙に続いて、戦後80周年の夏。平和な日常がどれほど有難く幸せなことかに多くの人が感謝したことだろう。

めまぐるしく変わる世界情勢、気候変動、地震、火山噴火と日本の物価高に悩まされながら、日々の生活を大切にしていけたらと心から願う。無駄遣いを減らして節約生活を楽しんでいこう(笑) (廣田雅恵)

会員募集中です。 あなたも会員に！

私たちの活動は、会員の会費に支えられています。

正会員：〈入会金〉10,000円 〈年会費〉12,000円

賛助会員：〈入会金〉なし 〈年会費〉個人一口3,000円 団体一口10,000円

特定非営利活動法人 ソーシャルネット南のかぜ

〒206-0804東京都稲城市東長沼2100-1 サングレイス208

TEL&FAX: 042-379-8485

Mail: minaminokaze@triton.ocn.ne.jp

URL: <http://minaminokaze-social.net/>

営業時間：10:00～16:00(土日祝日は除く)

